奈良県告示第五百六十号

市 画 計 事業の 画法 (昭和四十三年法律第百号) 事業計 画 \mathcal{O} 変更を認可した。 第六十三条第一項の規定により、 次のとお

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行 期間 昭 和 二十六年五月十 九 日 から平成三十七年三月三十 日 ま

で

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

四丁目、 町、 森町 あやめ 六号、 三条本町 年三月奈良県告示第四百十五号の事業地のうち奈良市秋篠町、尼辻北町、 県告示第三百七十八号、平成十八年三月奈良県告示第六百七十八号及び平成二十三 県告示第五十四号、 奈良県告示第六百五十三号、 奈良県告示第四十五号、 五百三十一号、 西大寺新 和三十三年建設省告示第二百三十二号、 恋の窪一丁目、 大森西 池南九丁目、 昭和三十九 町 西大寺北町 昭和四十 兀]条大路 町、 丁貝 昭和五十四年十二月奈良県告示第五百七十七号、 押熊町、 七年三月奈良県告示第六百十号、 年建設省告示第二百三号、 石木町、 平成十二年五月奈良県告示第六十一号、 西 恋の窪二丁目、 丁貝 丁貝、 大寺東町二丁目、 昭和六十二年六月奈良県告示第百六十六号、 肘塚町、 平成七年五月奈良県告示第九十号、 今在家町、 七 西大寺北町三丁目、 1条東町、 学園南二丁目、 恋の窪三丁目、 芝辻町、 大渕町、 西大寺本町、 昭和四 昭和三十七年建設省告示第二千百 大宮町五丁目、 芝辻町 西大寺国見 五条町、 柏木町、 昭和五十一年一月奈良県告示 十二年建設省告示第四千六 三条大路五 一丁貝、 平成十五年十一月奈良 町二丁目、 五条二丁目、 春日野町、 大宮町六丁目、 平成十年五月奈良 芝辻町二丁目 丁 昭和五十八年 į 平成三年三月 杏町、 三条大宮町 西大寺栄町 尼辻西町 西九条町 ·四月 北新 五 百

富雄 辻 南京終町七丁目、 丁目 目 六条町 中 町三丁 Ď, 町 元 法蓮町、 山 町三丁目、 を削 二名平野二丁目、 貞 町西三丁 多門 町 芝辻 り、 法華寺町、 į 千代 町四丁目、 奈良市宝来一丁目地内におい 南永井町、 富雄 元町 西包永町、 ヶ丘三丁目、 二名四丁目、 山陵町 应 雑司町、 丁貝 横井二丁目、 西 三碓六丁目、 |木辻町、 登美ヶ丘二丁目、 鶴舞西町、 大安寺西二丁目、 八条一丁目、 横井五丁目、 西 て事業地を変更する。 富 三碓七丁目、 京町、 雄 元 藤ノ 中 町 二条大路南 横井六丁目、 町 大安寺西三丁目、 丁目、 木台一丁目 中 南 Ш 肘塚 町、 富 雄 町、 六条一丁目及 丁 中 元 藤 町二丁 目 高樋町、 南京終町 町 二条町 木台二 西二丁 貞

二 使用の部分

年三月 県告示 県告示 六号、 十一号、 木町 奈良県告示第六百五十三号、 奈良県告示第四十五号、 田 五百三十一号、 中 て事業地を変更する。 昭和三十三年建設省告示第二百三十二号、 町 第五 奈良県告示第四百十五号 昭和三十九年建設省告示第二百三号、 歌 第三百七 ~ 姫町 東九 昭和四十七年三月奈良県告示第六百十号、 十四号、 + 昭 町 大和田町 八 和五十四年十二月奈良県告示第五百七十七号、 号、 平 白毫寺町、 成十二年五月奈良県告示第六十 平 昭和六十二年六月奈良県告示第百六十六号、 成十 北之庄町 平成七年五月奈良県告示第九十号、 藤原町、 凣 \mathcal{O} 事業地 (年三月· 窪之庄町 古市町 \bigcirc 奈良県告示第六百七 うち奈良市赤膚 昭和三十七年建設省告示第二千百 昭和四十二年建設省告示第四千六百 五条町 Щ I陵町 昭和五十一年一月奈良県告示第 --- 号、 神殿 町 Щ 平成 町及び六条町地内にお -八号及 町 十五 平成十年五 昭 佐紀 町 和五十八年 Ţ 年 平成三年三月 町 池 $\dot{+}$ 平成二十三 田 一月 柴屋町 月奈良 町 奈良 兀 五. + 石 月 几